

記入例

就学援助費支給申請書（兼世帯票）

学校名を記入

市教育委員会教育長
〇〇小学校長

申請書記入日を記入

令和〇年4月〇日

・内容をよく読みいただいたうえで支給を受けたい保護者名を記入してください。
・ここに記入した保護者に就学援助費が支給されます。

・黒のボールペンで記入してください。
消せるボールペンや鉛筆で書かないでください。
・間違った場合は、二重線で消して訂正してください。修正テープは不可です。

申請者（保護者）住所

紀の川市西大井222番地△△ハイツ101号室

氏名

紀の川 広樹

（電話番号

090

—

1234

—

5678

申請児童生徒	氏名	申請者との続柄	生年月日	年齢	学年	前年度の受給	特別支援学級
	フリガナ キノカワ ダイキ 紀の川 大樹	子	H〇.〇.〇	〇才	1 学年	有・無	☐
	フリガナ キノカワ サクラ 紀の川 さくら	子	H〇.〇.〇	〇才	3 学年	有・無	☒
	・同じ学校に通われているお子さん全員を記入 (小中学校それぞれにお子さんが在学されている場合は、小中それぞれに提出が必要)						

児童生徒以外の方 (同一生計の同居者)	氏名	申請者本人	生年月日	年齢	勤務先・学校等
	紀の川 広樹	申請者本人	S〇.〇.〇	〇〇才	自営業（大工）
	紀の川 花子	妻	H〇.〇.〇	〇〇才	(有)〇〇〇〇（パート）
	紀の川 由梨	子	H〇.〇.〇	〇〇才	〇〇高等学校 ² 中・高生
	紀の川 千代子	母	S〇.〇.〇	〇〇才	無職

・『申請児童生徒』に記入したお子さん以外の、同居及び生計を同一としている家族を全員記入
・続柄に注意すること

・間違った場合は二重線を引き訂正
・修正テープ等は不可

申請理由

※事

認

申請理由別 必要書類について

・(4)及び(7)→別紙「地方税関係情報の確認に係る同意書」の提出をした場合、非課税証明書又は課税証明書の提出は不要。ただし、令和7年1月2日以降に転入の方は、前の市区町村で非課税証明書又は課税証明書を取得し提出。

・(5)→国民年金保険料を免除(減免)されている方が申請者となります。申請者の国民年金保険料免除(減免)通知書(写)を提出。

・(6)→児童扶養手当証書(写)は、受給者氏名・住所・支給月額が記載されているところをコピーして提出。

・(7)→保護者や家族の生活並びに仕事の状況・経済状態など今後の見通しを含め、「具体的な申請理由欄」にできるだけ詳しく理由を記入。書ききれない場合は別紙(コピー用紙等)を使用し添付。

様式第1号（第3条関係）

就学援助費支給申請書（兼世帯票）

(宛先) 紀の川市教育委員会教育長

年 月 日

学校長

次の内容を承諾した上で、就学援助を受けたいので関係書類を添えて申請します。

①就学援助の審査に必要な、生活保護法に基づく教育扶助の受給状況の調査

②就学援助の審査に必要な児童扶養手当の受給状況の調査

③就学援助の審査に必要な、申請者本人及び同居人全員の住民基本台帳・市民税の課税状況等の調査

④就学援助費を受給後、就学援助の認定要件に該当しなくなった場合は、教育委員会からの返還請求に応じること

⑤就学援助費の請求、受領及び返納について、学校長に委任すること

申請者（保護者）住所

氏名

（電話番号

—

—

）

申請児童生徒	氏名	申請者との続柄	生年月日	年齢	学年	前年度の受給	特別支援学級
	フリガナ				学年	有・無	☐
	フリガナ				学年	有・無	☐
	フリガナ				学年	有・無	☐

児童生徒以外の方 (同一生計の同居者)	氏名	申請者との続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校等
		申請者本人			

申請理由

※事

※該当する番号に○印を付けてください。（7）に該当する場合は具体的な申請理由を記入してください。

(1)生活保護を受けている (4)市民税が非課税である（世帯全員）

(2)生活保護の停止又は廃止を受けた（年 月 日） (5)国民年金保険料の免除を受けている

(3)市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険 (6)児童扶養手当を受給しているのうち、いずれかの減免を受けている (7)失業・病気等の事情により収入が著しく減少した

(7)の場合の具体的な申請理由(別紙可)

(4)又は(7)で申請する場合、世帯の所得状況等により判定するため、「地方税関係情報の確認に係る同意書」により同意をするか、18歳以上の世帯全員分の「非課税(課税)証明書」を添付してください。

※実際に同一の住居に居住している場合は、住民票が別であっても同一生計とみなします。

二世帯住宅のように同じ住所でも生計が別の場合は、その証明書類（客観的に生計実態が別であることを証明できるそれぞれの契約者が記載された公共料金(電気料・水道料の両方)の直近の領収書を添付してください。

また、単身赴任等で一時的に住民票が別である場合も、同一生計として取り扱います。

※事務局使用欄

判定 適用月日

認・否

*特記事項

学校受付